人事院公示第12号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第４条の３第１項及び第４条の４第１項の規定に基づき、平成４年人事院公示第６号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第１

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	5,799	14,597
20歳以上25歳未満	6,260	14,597
25歳以上30歳未満	6,874	16,191
30歳以上35歳未満	7,157	19,610
35歳以上40歳未満	7,534	22,499
40歳以上45歳未満	7,697	24,084
45歳以上50歳未満	8,007	26,238
50歳以上55歳未満	7,821	26,868
55歳以上60歳未満	7,536	27,949
60歳以上65歳未満	6,450	23,237
65歳以上70歳未満	4,400	17,755
70歳以上	4,400	14,597

改正前

別表第１

年齢階層	最低限度額（円）	最高限度額（円）
20歳未満	5,499	13,975
20歳以上25歳未満	6,143	13,975
25歳以上30歳未満	6,703	15,237
30歳以上35歳未満	7,023	18,016
35歳以上40歳未満	7,326	20,864
40歳以上45歳未満	7,576	22,564
45歳以上50歳未満	7,766	23,666
50歳以上55歳未満	7,711	25,354
55歳以上60歳未満	7,348	26,187
60歳以上65歳未満	6,192	22,694
65歳以上70歳未満	4,200	17,484
70歳以上	4,200	13,975

2　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第13号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第17条の４第２項第２号並びに人事院規則16―０（職員の災害補償）第33条の２第１項及び第２項並びに第33条の11の規定に基づき、平成４年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年３月31日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から平成３年３月31日まで	136
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	130
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	126
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	121
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	118
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	116
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	114
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	112
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	110
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	108
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	106

改正前

別表第１

期間の区分	率（単位％）
平成２年10月１日から平成３年３月31日まで	131
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	126
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	121
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	117
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	114
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	112
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	110
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	108
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	106
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	104
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	102